



Title	韓国における会社法改正の主要内容と今後の課題 : コーポレート・ガバナンスの改善を中心に
Author(s)	李, 孝慶
Citation	阪大法学. 2011, 61(3,4), p. 359-386
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55059
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

韓国における会社法改正の主要内容と今後の課題

——コーポレート・ガバナンスの改善を中心に——

李 孝 慶

一 序 論

株式会社では、所有者たる株主が経営者たる取締役等の役員を選任して、経営を任せることになっており、所有と経営が制度的に分離している。所有者たる株主は株主総会を構成し、株主総会は経営者たる取締役を選任・解任し、また、会社の基本的事項について決定する権限を留保することによって、所有による経営の支配が確保される。しかし、株式会社の大規模化に伴う株式保有の分散により、株主総会が機能を發揮できず、その結果、経営者のコントロールが十分できず、所有による経営の支配が困難になるという問題が発生した（経営者支配の問題）⁽¹⁾。この経営者支配をいかに克服するのが、コーポレート・ガバナンス（Corporate Governance）⁽²⁾の中心課題といえる。会社の栄枯盛衰は、結局のところ経営者の力に依存するところが大きい。したがって、経営者をどのように養成し、充実させるかは、きわめて重要な問題であり、コーポレート・ガバナンスの確立が、前提となる⁽³⁾。

韓国では、今年、商法の中の会社編が四月一四日に改正された（以下、改正商法という）⁽⁴⁾。今回、改正商法の目

標は、会社法の先進化とグローバル化であり、その方向は、経営陣に対する監督 (monitoring) を強化し、代理人費用 (agency cost) を減らし、会社の支配構造を先進化して規制の緩和を実現することである。⁽⁵⁾ 改正商法は、企業経営の透明性を高めるため、「会社機会の流用禁止」条項の新設、すなわちこれは、取締役が会社にとって利益になり得る事業の機会を不当に横取りし、親戚などの利益として取得することを禁止するものである。また、取締役本人にのみ適用される自己または、第三者のために会社と取引する「自己取引」の制限範囲を「配偶者などの親族・姻戚のみならず系列会社」にまで拡大し、取締役の三分の二が同意しなければならないように要件を強化した。企業の意思決定と業務執行を分離し、透明な業務監督システムを構築することができるよう「執行役員」⁽⁶⁾ 制度を導入し、一定規模の上場会社では、法律専門家として「遵法支援人」を置くように義務化した。また「合資組合 (LP)」と「有限責任会社 (LLC)」等新しい支配構造を持った企業を作る法的根拠ができ、「議決権制限株式」⁽⁷⁾ 「利益配当・残余財産分配に関する種類株式」等多様な形態の株式を発行して会社資金を調達できることになる。本稿では、韓国における最近の改正商法の中で、特に、コーポレート・ガバナンスの改善を中心に主要内容と争点を踏まえ、韓国会社法におけるコーポレート・ガバナンス改革の現況と課題について検討することにする。

二 韓国商法とコーポレート・ガバナンス

韓国は、一九九五年にWTOに加盟し、経済のグローバル化が進むとともに、先進資本主義国において展開されていたコーポレート・ガバナンス論が議論されるようになってきたが、経済成長が続く中で、深刻な問題としては捉えられていなかった。韓国の企業社会は、経済成長の進展とともに、政官財の癒着構造が深まり、従来より存在した財閥企業は、各種の特典を受けながら、膨張を重ね、すべての産業を独占する市場構造が形成されていた。こ

これらの財閥企業においては、その取締役の選任・解任は、大半が財閥の支配下におかれ、一般株主や市場からのコントロールは、ほとんどないに等しく、そのコーポレート・ガバナンスは、財閥支配の下になされてきたといことが⁽⁸⁾できる。

近年説かれる韓国のコーポレート・ガバナンス論は、次のような特徴がある。① 一部の大株主など、特定の支配的株主による経営に対する過大な影響力の排除、② 一般株主の利益保護の強化、少数株主権の強化（とりわけ、近年盛んに主張されている）が、問題となっているのである。①については、多くの韓国企業において特定の支配的株主が存在し、具体的には創業オーナーやその親族が、自らの出資とグループ系列企業を通じた間接支配を実現している。こうした特定の支配的株主としてグループの経営を実質的に支配するというやり方が韓国の財閥経営である。韓国では、一般に企業は財閥グループを形成しており、財閥の経済活動が企業社会全般に大きな影響を及ぼすだけでなく、国民経済の中心的な役割を果たす存在となっている。財閥は、グループオーナー（＝会長）を頂点とする一極指導体制を敷き、グループ拡大指向と売上至上主義に基づく大規模なグループ企業経営を展開した。このような経営が韓国経済の急速な発展に大きく寄与してきたことは確かであるが、その一方、自由競争原理を働かせ、国際競争力をつけるため、財閥が過度に独占的・寡占的資本を形成し、市場支配を行うことがないよう、政府の経済政策においても財閥の経済力集中を排除するためのコントロールが行われたのであ⁽⁹⁾った。

韓国の商法は、一九六二年の商法典制定時より少数株主の監督是正権のほか株主に会社情報の収集権を確保すべく各種の権限を付与してきたものの、その持株要件は総じて発行済株式総数の5%と高く設定されてきた。一九九〇年代後半以降、少数株主権の利用を保障するため持株要件の大幅な緩和を図る商法及び証券取引法の改正が相次いで行われたほか、会社内部の経営監視機能に関しては、日本と同様に監査役権限の強化・充実が図られており、

商法及び証券取引法において、改正が行われた。¹⁰⁾ また、二〇〇七年七月に、資本市場と金融投資業に関する法律（以下、資本市場法という）が制定され、二〇〇九年から施行されている。なお、今回の改正商法に伴い、二〇一一年七月二七日には、グローバル金融危機以後の金融環境の変化に対応し、韓国の資本市場と産業が自律の基盤の上で革新的な発展を遂げるよう資本市場法の改正案が立法予告された。¹¹⁾

三 韓国改正商法の主眼と争点

韓国では、企業経営の透明性と効率性を高めるために資金及び会計関連規定を整備し、情報通信技術を活用して株式・社債の電子登録制を導入するとともに、合資組合と有限責任会社など多様な企業形態を導入した。こうした改正により一方では国際的基準に合致する会社法制の整備を図ることが一つの目的である。また、取締役の自己取引承認対象範囲を拡大し、取締役の会社機会の流用禁止条項を新設した。こうした改正により他方で企業経営の透明性を高めることによって活発な投資条件を作り、急変する経営環境に企業が適切に対応できる法的基盤を用意することがもう一つの目的である。¹²⁾ 以下、コーポレート・ガバナンスを中心に改正商法の主眼を検討してみたい。

（一）会社機会の流用禁止制度の新設（改正商法第三九七条の二）

改正商法では、取締役が将来または現在において、会社の利益になり得る会社機会を第三者に流用させた後、再び会社と取引をする場合には取締役の自己取引行為になり、取締役会の承認を得なければならないと規定している。¹³⁾ 取締役が職務上に知った会社の情報を利用し、個人的な利益を取得する行為を明確に規制する必要がある。また、取締役が職務を行う過程において知った情報または、会社が行っているか、行う予定の事業と密接な関係にある事

業機会を第三者に利用させたりした場合にも、取締役会において取締役三分の二以上の賛成で承認を得なければならない。このように会社機会の流用禁止制度を導入することにより、取締役の会社機会の流用に対する認識を新たにし、取締役の関連違法行為に対する責任根拠として活用されることを期待している。¹⁴⁾

会社の会社機会の流用禁止は、米国判例法で発達した理論であり、「会社機会の理論 (the doctrine of corporate opportunity)」という。企業の役員及び取締役は、株主から受託された者としての地位及び信頼関係を利用し、私利私欲を追求することは許されないということがこの理論の内容である。¹⁵⁾ 韓国商法では取締役の行為は、取締役が会社と取引することではないから、禁止されている「取締役の自己取引」(商法第三九八条)とは異なる概念である。取締役の競業禁止義務(商法第三九七条)と類似はしているが、競業禁止義務は取締役が直接に会社が営んでいる営業と同種の営業を行うことであり、会社機会の流用禁止は同種営業をすることのみに制限するのではないという点から区別される。¹⁶⁾ 韓国商法は、判例を通じて規律される前に、立法を通じて取締役の会社機会の流用行為を禁止しており、このような立法の動機は市民団体の立法運動にある。市民団体が財閥改革運動を展開して財閥企業の不透明な経営を改善しようと努めてきた成果の一つとしてこのような改正が行われた。¹⁷⁾

同規定は、現行韓国商法の取締役の忠実義務(商法第三八二条の三)に含まれる内容を具体化したことであり、前述したように本規定の導入により、関連違法行為に対する責任の根拠規定として活用されることができる。したがって、会社機会の流用禁止は取締役の忠実義務の具体的な内容であり、取締役に新たな義務を賦課することではない。¹⁸⁾

現行法上、忠実義務の違反類型として定めているのは、取締役の自己取引禁止(商法第三九八条)、競業禁止(商法第三九七条)、会社の営業秘密維持義務(商法第三八二条の四)、そして取締役の報酬に対する規定(商法第

三八八条）等である。しかし、取締役の忠実義務の類型の中で、法律でまだ法制化されていない場合は、会社の財産流用、支配株主の支配権行使上の義務（支配権の売却上、少数株主に対する忠実義務、親子会社関係における支配株主としての義務など）、会社に損害が予想される行為、そして、今回の改正商法で導入する自己取引類型の一つである会社機会の個人的流用などである。¹⁹⁾

会社機会の流用禁止は、前述したように、米国の判例法を通じて確立された概念であり、その最初の判決である *Largard* 事件²⁰⁾ があってから一〇〇年余りの長い歳月の間、米国で主に判例法として発展してきた理論である。その内容は会社に対し忠実義務を負担している取締役や役員が正当に会社に帰属しなければならない営業機会を自己あるいは第三者の利益のために奪取することを禁じるものである。この理論の *leading case* といえる *Guth v. Loft, Inc.* 判決²¹⁾ では、裁判所は「会社の執行役員や取締役など会社の委任を受けた受任人 (*fiduciary*) が受任人としての地位及び信頼関係を利用し、会社の機会を不当に奪取し、私的利益を追求することを許容しないことである」と定義した。したがって、会社機会の流用禁止は、会社の取締役及び役員が会社に負っている一般的な忠実義務の一面であり、同理論の目的は一定の事業機会を会社に帰属させ、会社の受任人が会社の優越的権利を持っている事業機会を奪取することを防ごうとするところにある。ところで、問題はいかなる状況の下で、受任人の会社機会を流用できないようにするのかという点にある。これと関連して、米国法律協会 (*American Law Institute*, 以下、*ALI* という) は、会社機会の理論に対する学説及び判例などを整理し、会社機会の流用が成立する場面を以下のようにまとめている。まず、会社の機会とは、上級執行役員 (*senior executive*) が知った場合に一般的に会社が利益を得る機会というのでは足りず、具体的に事業との密接な関連があって、会社が営んだり将来営むことになるだろうと期待される合理性がある場合をいう。さらに詳細にみると、① 取締役が会社のために職務遂行と関連し

て知った機会や、② 取締役または、上級執行役員の機能と関連して判断してみると、相手方が、その利益を得る機会が会社に提供されると合理的に判断される機会、③ 会社の情報や財産を利用して知った機会が、会社に利益になるだろうと判断した取締役または、上級執行役員が合理的に予想できる場合には、会社の機会が成立すると解している。また、その活動がその会社が営んだり、将来営むことになるだろうと期待される事業と密接な関連があるという点を、上級執行役員が知っていたあるいは、当然知らなければならない機会として、上級執行役員が営業活動を営む可能性があることを分かった機会と定義している。⁽²²⁾

このように、会社に与えられた機会を取締役が奪取して流用すれば、会社機会の流用禁止に違反したことになる。問題はどこまでを会社の（営業）機会として捉えなければならないかである。会社機会と判断されれば、取締役が（代表訴訟により責任を追及され）損害賠償責任を負うことになるが、会社の機会ではないと判断されれば、取締役は免責されることになる。会社機会なのかを判断する伝統的な基準は、*Guth v. Loft, Inc.* 事件によって確立された。伝統的な基準は一般的に次の三つを挙げている。⁽²³⁾ ① その機会が以前から存在する会社の権利（preexisting right）であり、会社に利益（interest）になり、また会社が期待（expectancy）した機会なのか。② 会社の事業範囲内（in the line of business）に属するものなのか。③ 公正性（fairness）の観点から、その機会は会社に帰属しなければならないことなのかなどである。しかし、「事業範囲内なのか」という基準に対し、概念上の曖昧性と非論理的であることを理由に批判する見解が多い。そして、機会が良いといっても会社がその営業を積極的に行う法的・財政的能力が備わっておらず、実現の可能性がない場合には、これを会社の機会と捉えるのは困難である。このようなことを意識し、伝統的な基準に④ 法的・財政的能力及び事業の実現の可能性（legal capacity, financial ability and business practicality）を付け加えたりもする。現在まで、米国判例上における会社機会に関する判

断基準は、非常に曖昧な実情であり、事例によって非常に多様に展開していると言える。⁽²⁴⁾

今回の改正商法は、「事業機会」の概念を定義せず、裁判所の解釈を通じてその概念が導き出されると見られる。定義規定は、明確な規律になるが、その条項がなくても裁判所の柔軟な事案解決の中で、解釈を通じた取締役と会社の利害衝突調整によって取締役が職務上得た事業機会や会社営業と関連した機会と規定されることになる。⁽²⁵⁾他方で、改正商法で新設された会社機会の流用禁止規定で「現在または、将来の事業機会」という概念が曖昧で規制対象予測が不可能であるため、これに対しては明確なガイドラインが提示されなければならないことと考えられる。

(二) 取締役の自己取引承認対象の拡大（改正商法第三九八条）

取締役が本人の利益のために取締役の親戚などが設立した個人会社などを利用し、会社と取引する場合、会社の利益を犠牲にする可能性が多いため、適切な統制が必要である。取締役と会社の間の自己取引の要件をより一層厳格に規定し、取締役のみならず取締役の配偶者、取締役の直系尊卑属、取締役の配偶者の直系尊卑属と彼らの個人会社が会社と取引する場合まで、取締役会において取締役の三分の二以上の賛成により、承認を受けるように規定し、取引の内容が公正でなければならないという要件を追加する。このように取締役の自己取引承認対象を拡大することによって取締役や取締役と密接な関係にある者が自己取引を通じ、会社の利益を侵害しながら不当な利益を取る行為を防止できると期待される。⁽²⁶⁾

株式会社の子会社は商法第三九三条に基づいて、取締役会の構成員として業務執行意思を決めて取締役会に参加して取締役会の職務執行を監督する。したがって、全体としての取締役は、会社の業務執行機関であり、個々の取締役は取締役会の構成員としての地位を持つ。また、このような地位から、株式会社の取締役は商法第三八二条二

項により善管注意義務とを、第三八二条の三により会社に対する忠実義務を負担する。取締役はこのような会社に対する関係から、会社と取締役自身の利益が衝突する場合、いつも会社の利益を優先させなければならないという内容の忠実義務を負っている。取締役は自身の地位を利用し、個人の資格で自己または第三者のために取引の直接相手方として、あるいはその相手方を代理または代表して会社と取引する場合、自らの地位と経営上の秘密を利用することによって会社の利益を犠牲にして自己または第三者の利益を図る不正な取引をする危険性が大きいこともある。したがって、このような取締役と会社間の取引である自己取引によって会社に損失が発生することを防止してこそ、会社財産の健全性を守ることができる。また、会社債権者と株主の保護という面でも自己取引を制限する必要がある。韓国商法は第三九八条に取締役は取締役会の承認がある時に限って自分または第三者の計算で会社と取引ができるように規定している。²⁷⁾ 今回の改正商法は、取締役と会社間の自己取引の要件をより一層厳格に規定し、取締役だけでなく取締役の配偶者、取締役の直系尊卑属、取締役の配偶者の直系尊卑属と彼らの個人会社が会社と取引する場合まで、取締役会の事前承認を受けるように規定し、取引の内容が公正でなければならないという要件を追加した。²⁸⁾ 取締役だけでなく取締役を中心にした親戚・姻戚及び個人会社などを規律対象に含ませることによって取引の透明性を高めようとするのが改正の趣旨である。

そこで、改正商法に対して議論になった点は次のようである。取締役会の承認対象の取引が大きく増え、取引の迅速性が阻害されて取引先の変更による費用上昇、既存取引企業との相互共助を通したシナジー効果遮断などで、経営効率性が低下する恐れがあつて、系列会社間の取引が多い韓国企業の特性上、一部企業では自己取引の承認のために取締役会を毎日または、毎週開催しなければならない極端な場合も発生することがある。もともと自由競争原理のもとでは、企業の取引相手方選択は経営条件を総合的に考慮して企業内部の意思決定によって行われるべきで

あり、法律で強制する事項ではない。⁽²⁹⁾ 現行商法第三九八条は、自己取引を制限しようとする趣旨の規定であったが、改正商法によれば、会社の利益が侵害される可能性がある取引を制限する規定として制度的趣旨が変わることになった。もちろん自己取引の範囲が広く拡張される場合、会社の利益を保護することにつながることを否定することはできないが、多くの取引が自己取引に分類されて取引の効力に関する争いの対象になり、取引の迅速と安全の障害要因になる可能性がある。⁽³⁰⁾

また、改正商法は現行法より取締役の範囲を取締役の配偶者及び一定範囲の親族とこれらが所有する会社及びその子会社まで広げて承認対象になる取引を拡大した。これは取締役と会社間の直接取引だけでなく実質的に取締役と会社間の利害衝突の恐れがある間接取引⁽³¹⁾も現行法上で規制対象になるという解釈論とも関連する。取締役と一定の人的関係や所有関係にある会社を利用する取引は、取締役の間接取引に属するという点で、改正商法は取締役の間接取引のある類型を具体化して規定した。⁽³²⁾

一方、改正商法は自己取引に対する事前承認を規定し、承認時点に関する現行法の不明確性を是正している。現行法上で取締役会の承認は、自己取引前の事前承認を意味すると見る見解が一般的であったが、裁判所は最近、取締役会の事後承認を認めた。⁽³³⁾ 改正商法は、取締役会の事後承認を許容しないことによって裁判所の判断を否定した。事後承認を否定する見解は、万一、事後承認が許されるならば、自己取引が有効になって取締役の責任を問うことができず、第三者の地位が不安定なことになり、取締役が追認を予想して会社と取引する恐れがあるという。⁽³⁴⁾ しかし、自己取引に対する取締役会の承認を法律の規定で事前承認に限定するということは、変化する経営現実において会社のための最善を選択する可能性を制限する恐れがある。事前承認だけを認めなければならないという見解もあるが、米国法は事後追認を認めており、⁽³⁵⁾ 日本会社法は事前承認を規定して、⁽³⁶⁾ 事後承認も許容すると解釈する。⁽³⁷⁾

事後承認がある場合、事前承認も当然得ることができると推論でき、取引の承認に関する取締役会の意思は事後でも確認することができ、取引から会社が損害を被るのかどうかに関する判断は事前より事後による方が容易なこともあり、このような場合、事後承認も自己取引承認の方式で認めるといことが会社⁽³⁸⁾に有利である。事前承認だけを認めようという見解は、取締役らの談合等により自己取引の正当性が憂慮されるが、取締役らに対する責任が強化されている現実では事後承認（追認）を認めるということが妥当である⁽³⁹⁾と考えられる。

（三）執行役員制も導入（改正商法第四〇八条の二から第四〇八条の九まで新設）

大規模上場会社の場合、実務上定款や内規で執行役員を置いているが、これに関する法的根拠がなく、多くの問題が発生している。取締役会の監督の下に会社の業務執行を専門に担当する機関である執行役員に対する根拠規定を用意するものの、制度の導入の可否は個別会社が自律的に選択することができるようになっている。このように執行役員制度の法的根拠を用意することによって、対内的に経営の安定性を確保し、対外的に取引の安全を図ることが期待される⁽⁴⁰⁾。

韓国では、IMF経済危機以後、二〇〇二年に証券取引法を改正して社外取締役選任に関する規定を新設した。一定規模（最近事業年度末、資産総額二兆ウォン）以上の上場会社に関しては、社外取締役は三名以上、または、取締役総数の過半数とした（証券取引法第一九一条の一六第一項）。このような証券取引法を改正することによって取締役会の業務執行機関に対する監督機能が十分に機能することになった。但し、証券取引法が取締役会の監督機能を回復させるために改正されたにもかかわらず、現実的には業務執行を担当する執行役員に関する規定を設けていないことが、立法上大きな過誤であると指摘されてきた。会社によっては定款または、代表取締役によって選

任された執行役員が事実上会社の業務を執行する事例も出てきた。執行役員の地位、権限、業務、責任などが問題になり、また、執行役員の監督機関も不透明になった。大規模株式会社（または、上場企業）の場合、商法で社外取締役を中心にした取締役会に対しては、執行役員の選任、解任などの業務執行機関に対する監督機能を確実に付与し、執行役員の地位、権限、義務、責任なども規定するべきであると考えられ、今回の改正商法で導入された。⁽⁴⁾

今回の改正で、会社の支配構造と関連して最も著しい変化は、定款の規定により執行役員を置けるようにしたことである。取締役会の機能の中、取締役の職務執行監督機能は自己監査の矛盾があつて、この点は取締役会内の監査委員会と同じである。この点を改善して業務執行を専門に担当する機関を別に置き、取締役会にはもう少し監督機能を忠実に果たせるように誘導する必要がある。既に、韓国の株券上場法人の八〇％程度が定款の規定により、CEO（代表執行役員）、CFO（財務執行役員）等の名称を持った執行役員を置いている。また、資本市場上、社外取締役が取締役総員の過半数以上ならなければならないため、現在の登記取締役の数が大きく減り、登記取締役ではない取締役の地位を持つ人員が相当多い。改正商法は企業の支配構造を改善すると同時に法外に放置されていた執行役員を商法上の制度に位置づけ、その地位、権限、責任などを規律する。執行役員は登記するべきであり、取締役会の決議を執行する義務があり、責任は取締役の責任を準用する。任期は二年に予定されている。執行役員を置くのかどうかは何の制限もなしに完全に会社の選択に任せている。したがって、会社は現行の「取締役会＋代表取締役」体制を維持するか、「取締役会議長＋取締役会」＋（代表執行役員＋執行役員）⁽⁴²⁾体制に変えるかを自由に選択できることになる。

米国では、一般的に業務監督機関である取締役会と業務執行機関である執行役員とは分離して、経営の透明性と効率性を高めて日本にも既存の取締役会以外の委員会設置会社（取締役会内に指名・監査・報酬委員会が設置され

ている会社）が認められ、この場合には執行役員が設置される⁴³⁾。

改正商法における執行役員に関する内容をみると、⁴⁴⁾ 商法上全ての株式会社は会社の選択によって執行役員を置くことができ、会社が執行役員を置いた場合には代表取締役を置くことができないようにしている。もっとも、会社と執行役員との関係は会社と取締役の関係のように委任関係とされる。執行役員と設置される会社の取締役会との権限分配については取締役会が、①執行役員及び代表執行役員の先任・解任、②執行役員の業務執行に対する監督、③執行役員と執行役員設置会社との訴訟において、執行役員設置会社を代表する者の選任、④執行役員に対する業務執行に関する意思決定の委任（但し、本法で取締役会権限事項に定めた場合は除く）、⑤執行役員が数人の場合、執行役員の職務分担及び指揮・命令関係その他執行役員の相互関係に関する事項、⑥定款または、株主総会の承認がない場合、執行役員の報酬決定の権限を持つ（改正商法第四〇八条の二第三項）。執行役員を設置した会社は、取締役会議長を選任することにおいて定款の規定がなければ、取締役会決議で議長を選任することとし（改正商法第四〇八条の二第四項）、当該会社の取締役会に対しては、本条に規定がない場合、取締役会に関する規定を適用するようにした（改正商法第四〇八条の二第五項）。また、執行役員の任期は定款の定めがなければ、二年を超過できないようにし（改正商法第四〇八条の三第一項）、このような任期は定款でその任期中の最終の決算期に関する定期株主総会が終結した後、最初に招集する取締役会の終結時までを終了するように定めている（改正商法第四〇八条の三第二項）。改正商法によれば、このような執行役員らに、①会社の業務執行、②定款または、取締役会の決議によって委任された業務執行に関する意思決定、③会社の代表権限を持つように規定する（改正商法第四〇八条の四）。その他にも執行役員は必要時会議の目的事項と招集理由を記載した書面を取締役会議長に提出して取締役会の招集を請求することができる（改正商法第四〇八条の七第一項）。しかし、取締役会議

長が遅滞なく取締役会の招集手続を踏まないときには、請求した執行役員は裁判所の許可を得て取締役会を招集することができるように規定している（改正商法第四〇八条の七第二項）。

また、二名以上の執行役員が選任された場合には、取締役会の決議で会社を代表する代表執行役員を選任すべきであり、このような代表執行役員に対しては代表取締役に関する商法規定を準用する（改正商法第四〇八条の五）。執行役員は三ヶ月に一回以上業務の執行状況を取締役会に報告しなければならず（改正商法第四〇八条の六第一項）、この他にも取締役会の要求がある時には、いつでも取締役会に出席して要求する事項を報告しなければならぬ（改正商法第四〇八条の六第二項）。この際、取締役は代表執行役員にとって他の執行役員または、被備者の業務に関して取締役会に報告することを要求することができるように規定している（改正商法第四〇八条の六第三項）。

執行役員は取締役と同一に会社に対する責任及び第三者に対する責任を負うとされている。したがって、執行役員が故意または過失で法令または、定款に違反した行為をしたり、その任務を懈怠する場合には、その執行役員は会社に対し損害を賠償する責任を負い（改正商法第四〇八条の八第一項）、執行役員が悪意または、重大な過失によってその任務を懈怠する時には、その執行役員は第三者に対し損害を賠償する責任を負うことになる（改正商法第四〇八条の八第二項）。もし数人の執行役員が会社または、第三者に対し損害を賠償する責任がある場合には、このような数人の執行役員は連帯して賠償する責任を負い、また、取締役または、監査もその責任があるときには、このような執行役員は取締役または、監査と連帯して賠償する責任を負うことになる（改正商法第四〇八条の八第三項）。この他にも改正商法では執行役員に対し、業務執行をするという点で商法上取締役に賦課される義務規定を準用している。⁽⁴⁵⁾

その他に、執行役員設置会社は代表取締役を置かないようにしているため、取締役会会議を主管する取締役会議長を置くべきであり、定款の規定がなければ、取締役会決議で選任するように規定している（改正商法第四〇八第四項）。執行役員の報酬に対しては定款に規定がなかったり、株主総会の承認がない場合には取締役会が決めるように規定している（改正商法四〇八条の二第三項第六号）。執行役員の選任及び解任は取締役・監査の場合とともに登記事項と規定している（改正商法第三二七条第二項）。執行役員は会社の業務を執行する権限を行使することになるから、執行役員の同一性を確認するのは取引安全及び利害関係人の信頼のために非常に重要な事項であり、商業登記簿に登記するなど外部に公示しなければならない。⁴⁶⁾

執行役員制度の導入の必要性が提起された背景には、社外取締役制度を義務化することによって、取締役会で決議した事項を執行する経営陣の空白が発生し、これを解決するための方策として各企業が自主的に事実上の執行役員を選任して経営陣の空白を補完してきた実情がある。たとえ、執行役員制度が商法上の制度化になるといってもこれを任意規定とするだけでは企業の方が自発的に商法上の執行役員に変更しない限り、法的な意味で経営陣の空白は続いて執行役員制度の実効性は不十分である。しかし、執行役員制度を法的に義務化することは政治的に困難である。というのも現在の執行役員制度に対しても政府による財界に対する規制の一環と看做して、同制度の導入を積極的に反対している全経連（全国経済人連合会）を中心にした財界にとっては最も憂慮する問題であり、改革運動を進める市民団体は同制度の導入を強力に主張するからである。⁴⁷⁾

関連法によって社外取締役の数を過半数以上にしなければならぬ義務を負う大規模上場企業の場合には、当該企業の非登記役員の比重が過去の登記取締役の地位に準ずると判断される範囲内で執行役員を選任するように義務化しなければならないことが必要であると考えられる。外国の事例から見ると、米国では大規模公開会社に執

行役員を設置するように関連法で規定しており、日本でも委員会設置会社の場合にのみ社外取締役を選任して指名委員会・報酬委員会・監査委員会を設置して執行役員制度を導入することができるように規定している。⁽⁴⁸⁾したがって、韓国の場合にも商法上では一定の基準を定め、この基準に該当する会社は執行役員制度の導入の有無を自主的に決められるようにすることが合理的である。但し、資本市場法によって社外取締役制度及び監査委員会制度の導入が義務化されている上場会社の場合と銀行法、保険業法、資本市場法など金融機関関係法によって社外取締役及び監査委員会の導入を義務化している資産三兆ウォン以上の銀行、保険会社、証券会社、資産運用会社及び総合金融会社などに対しては、執行役員を選任を義務化することが社外取締役制度及び監査委員会制度の活性化及び経営監視機能の向上のために必要であると判断される。⁽⁴⁹⁾

韓国商法では、事実上株式会社を大会社（資産総額一兆ウォン以上である株式会社）、中会社（資本金総額が一〇億ウォン以上で資産総額が二兆ウォン未満の株式会社）、小会社（資本金総額が一〇億ウォン未満の株式会社）に区分して、その支配構造をそれぞれに規制している。大会社に対して、執行役員制度を義務的設置か任意的設置かについて、現行商法が大会社の場合、取締役会内委員会の一つの監査委員会を義務的に置くようにした以上、これと平仄を合わせて執行役員制度を義務的に置くべきであり、経営の効率性と透明性のためにこれを採択するように誘導して執行役員制度に対しては商法で必ず規定しなければならない。⁽⁵⁰⁾

（四）遵法支援の制度導入（改正商法第五四二条の二三新設）

韓国の「銀行法」により、金融機関には遵法監視人（compliance officer）⁽⁵¹⁾が設置されているが、大規模企業についても遵法経営のための制度が不備であり、倫理経営が強化されている世界的傾向に合わないという指摘がある。

資産規模などを考慮して大統領令に定める上場会社は、遵法統制基準⁽⁵²⁾を用意するようにし、この基準の遵守に関する業務を担当する遵法支援人を一名以上置くようにする。遵法支援の制度が導入されることによって企業の遵法経営と社会的責任が強化されると期待される⁽⁵³⁾。

二〇一〇年の韓国上場法人は、一八〇六(有価証券会社七六六社、コスダック (KOSDAQ (Korea Securities Dealers Automated Quotations)) 一〇四〇社) 社に達する。韓国企業らは二〇〇〇年から二〇〇五年まで、米国だけで何と六九四件の訴訟に巻き込まれることになったが、特に、米国の反独占法違反事件の中で韓国企業と関連した事件は一二五件であり、これは米国全体反独占法違反事件の一九・四四％に該当する数字であった。このような状況で、当時一四〇五社の国内上場法人で勤めている弁護士は一六七人に過ぎなかった。結局、企業内で不十分な遵法システムが莫大な外国為替流出及び国家競争力にまで影響を及ぼすことになった。一九九八年 IMF 経済危機の当時、国家不渡事態の主要原因として韓国企業の不十分な財務構造と不透明な企業経営方式が指摘され、銀行法など各種金融関係法の改正によって金融機関に限って内部統制制度及び遵法監視人制度が義務化された⁽⁵⁴⁾。

遵法支援人制度は会社が企業内部の意思決定及び業務執行に対する内部統制システムを設け、法律専門家が常時的法的危険を診断及び管理し、企業経営に伴う各種紛争の素地を事前に予防するようにする制度である。これは企業の遵法経営のみならず、副次的に弁護士職域拡大にも資する。現在の大部分の多国籍企業らは、弁護士など法律専門家を遵法支援人に任命して適切な内部統制システムを活用しており、米国とEUでは内部統制プログラムを運営する企業に対して法違反の際、量刑に参酌することによって遵法支援人制度の活性化を積極的に後押ししている。韓国でも、二〇〇一年から公正取引委員会で「公正取引自律遵守プログラム」を通じ、遵法管理制度を導入・施行する企業に対しては課徴金減軽、公表命令下方修正、職権調査免除などの恩恵を付与している。上記のように徐々

に国内外の多くの企業において内部統制プログラムの趣旨及び必要性についてコンセンサスができてつつある状況である。今は商法と公正取引法に明確な根拠規定と支援策を置き、より多い企業が遵法支援の制度を導入することによって企業内の遵法経営を実現することができるようになる必要がある。遵法支援人制度の確立を通じて新規法曹人の職域拡大と企業法に対する専門化が進むことになる。⁽⁵⁵⁾

遵法支援人の義務採用の内容を入れた改正商法を通じて、これから一定規模以上の上場会社は法令を遵守して会社経営を適正にするために役職員がその職務を遂行する時に従わなければならない遵法統制基準と手続を用意し、これを点検する遵法支援人を置かなければならない。この制度の導入と関連して企業は企業内部に遵法支援人制度と類似の監査技能が多いが、屋上屋の規制を新しく作って弁護士だけが恩恵を受ける二重規制であるという不満がある。一部の弁護士団体は企業の遵法意識と経営透明性が高まり、結果的に企業の収益性も良くなるという主張と共に弁護士過剰供給状況を解決する糸口が用意され、この制度の採択を積極的に歓迎する雰囲気である。⁽⁵⁶⁾

何より遵法統制基準と遵法支援人制度の導入が批判を受けている最も大きい理由は、この制度が既存の制度と類似の部分が多く、必要のない規制である可能性が大きいということである。このような指摘は、特に二〇〇〇年代初めの健全性規制の側面を強調するために内部統制基準と遵法支援人制度を既に導入して運営している金融会社を中心に現れている。すなわち、用語が異なるだけで、既に導入されて施行されている内部統制基準及び遵法監視人の制度と何が異なるのか、また遵法統制基準と遵法支援人を置くことの必要性について疑問が提起されている。⁽⁵⁷⁾

そこで、まず遵法支援人制度は既存の制度と機能と役割においていかなる違いがあるのか検討し、次に遵法支援人制度の必要性について述べる。結論を先取すれば、既存会社が持っている内部統制制度の隙間を埋めて事前的監視監督を通じた企業経営の実効的統制を可能にし、企業と株主の利益を同じく図る制度として機能することができ

と思われる。

最近の企業経営環境を見れば、違法経営現象に対する国内外的制裁が大きく強化されており、これに対応するのが違法支援人制度であり、企業の持続可能な経営のためには内部における事前的監視と予防が必要である。既存の制度では、法の専門家の関与がないため違法倫理経営が不可能であった。改正商法は企業経営の透明性を向上するための色々な制度の中の一つとして法の専門家を関与させる違法支援の制度を採択した。⁽⁵⁸⁾

さらに必要性としては企業の倫理経営と透明経営の雰囲気を作るのは国際的な流れであるため、韓国会社法もグローバル・スタンダードに合うように改正されるべきであり、企業も必分の社会的責任に常に関心を傾けなければならない。但し、この制度の導入の範囲や速度などは企業現実に合わせて適切に調節し、これから、公聴会等を通して企業と学界などの世論を幅広く受け入れて施行令を用意する必要があると思われる。すなわち、施行過程で適用対象企業数を適正化して、採用された弁護士を有効に活用するなどの補完装置を用意し、企業負担を減らせるように運営の術をよく生かさなければならない。また、今回の機会に商法の会社編に内部統制に関する基本規定が新設され、業務分担も確実にして、資本市場法・銀行法など一一個の法律に散在している内部統制規定も統合・整理する必要がある。⁽⁵⁹⁾ 違法支援人制度の導入と関連して大きい問題点として指摘される内容の一つが、違法支援人の資格要件に関することである。これから、施行令を通じて違法支援人になれない資格要件を規定し、それ以外の場合に対しては認める方法で会社別に違法支援の選任に裁量を付与して企業負担を減らす必要がある。

四 今後の課題

前述したように、韓国法務部は、二〇〇六年にコーポレート・ガバナンスを改善し、企業の資金運営に関する不

必要な規制を緩和することによって企業運営の自律性を高めようと改正商法を用意し、執行役員制度は今回の改正商法に盛り込んだ公聴会では、執行役員制度の立法化の理由として執行役員に対する法律上根拠がないため、その地位・権限・義務・責任などの法律上問題があるという点と、株式会社の監督機関と執行機関を分離して業務の効率性を高めようとする点を挙げている。⁽⁶⁾

また、IMF経済危機以後の商法改正は、従来の改正内容と比較して変化の程度が質的に異なる。一九九八年の改正商法は、取締役の忠実義務（商法三八二条の三）、集中投票制度（商法三八二条の二）等を導入し、一九九九年には英米式の取締役会内委員会制度（商法三九三条の二）と社外取締役を中心にした監査委員会制度を導入した。社外取締役制度及び監査委員会制度は取締役の構成及び運営に重大な影響を及ぼすことであり、会社の組織と構造を米国型のコーポレート・ガバナンスで変革を追求している。

そこで、社外取締役制度の導入から始まった韓国商法上の会社のコーポレート・ガバナンス法制に関する改善議論は、商法に監査委員会制度の導入を実現させ、また執行役員制度の導入を主眼とする改正商法が最近国会議決を通過した。執行役員制度が導入されることによって韓国商法上の会社の経営監督機構の大手術は実質的に一段落したと見ることができる。韓国商法上の株式会社のコポレート・ガバナンスは取締役会を中心にする経営機関と監査役を中心にする監督機関の分離を通じた牽制と均衡の原理に土台を置いている。しかし、二つの機関全部が株主総会で選任されるため、現実には大株主の影響力から抜け出しにくいため分離に限界を抱いている。そこで監査機関の独立性を強化して企業経営の健全性、透明性を確保するために社外取締役制度が導入され、これによって経営監督機構としての取締役会の地位変化が始まった。すなわち、社外取締役を多数とする監査委員会は経営監督機関の性格を持つ取締役会制度との関係において、被検査機関と監査機関の一致という自己監査の矛盾を持っており、

経営と監督の集中化によって監督の実効性に根本的な疑問を抱えていた。結局、社外取締役制度と監査委員会制度の導入は商法上取締役会の性格を監督中心機関に変貌させることになって、新しい経営機関の導入が要求されることになった。そして、取締役会の監督機関化に伴う新しい経営機関の登場により、企業のコーポレート・ガバナンスに関する議論は完成されると見ることが出来る。これは、一元的コーポレート・ガバナンスの特徴を持つ米国の会社法制と似ていることになり、グローバル基準にも合致すると見ることが出来る。もともと、韓国の会社法制は社外取締役、監査委員会、執行役員を任意機関化しており、既存の監査制度に関する様々な問題点が完全に払拭されたとはいえない⁽⁶¹⁾。

現在の改正商法で、執行役員制度を導入することによって取締役会が経営機関としての性格は緩和され、監査委員会を中心にする監督機関化になるという点は画期的なコーポレート・ガバナンスの変化といえる。少なくとも監査委員会制度と執行役員制度を導入する株式会社の場合には、監査委員会委員の選任と解任権限を株主総会に付与し、経営機関の執行役員の選任・解任権限を取締役に付与することによって監督機関の地位を確保して会社経営の健全性を保障できる。もともと、このような変化は監査委員会制度と執行役員制度を導入した一部会社だけで現れる現象であって、まだまだ依然として議論が必要である。

五 おわりに

韓国において株式会社の経営体制は所有者が経営者にもなる、いわゆる所有と経営の完全なる一致体制として把握されてきた。このような経営体制の背景には、企業の歴史が短く、経営が世襲されること、及びそれを支える社会・文化的要因と政治・経済的要因が挙げられる⁽⁶²⁾。

最近、韓国の改正商法において、会社機会の流用禁止規定の導入、取締役の自己取引承認範囲の拡大されたことに對し、日本も強い関心を持っている。日本では、会社機会の流用問題に對しては競業禁止義務、忠実義務などを利用して柔軟に解決を試みることができる。今回の韓国改正商法では会社機会の流用禁止を新設し、自己取引の承認の問題と區別して処理される。会社機会の流用、取締役の自己取引と関連した今までの判例基準も抽象的なので、企業の立場では不確かな点が多く、法務部、企業代表、学界、弁護士などが参加する委員会を構成し、関連規定に對する具体的なガイドラインを用意することを主張する声も出てきている。⁶⁴ 執行役員制度と関連しては、取締役の監督機能を強化するために導入されたが、導入するかどうかを個別会社が任意的に選択できるようにしたため、多くの会社が執行役員制度をあまり活用しない可能性があるという問題が指摘されている。これから、韓国において、いかに企業の不祥事に対応することができるか見守らなければならない。

一方、韓国は、以前の外国為替危機以後、社外取締役制度を強制的に導入して社外取締役中心の取締役会制度を整えて持続的に改善してきた。しかし、このような改善にもかかわらず、社外取締役の専門性と独立性を維持することは困難な状況にある。一部では社外取締役無用論⁶⁵と企業の自主規制事項で対応しようという主張も提起される。現在のコーポレート・ガバナンスにおいて社外取締役制度が十分機能していないことが事実であり、社外取締役が経営陣を牽制できず、機械的に賛成する現象が続き、最初から社外取締役自体が権力化される現象など社外取締役の独立性と専門性に問題がある。韓国では、金融機関、そして上場会社が必ず社外取締役を選任しなければならない強制性を持っている。このような場合、コーポレート・ガバナンスというものが本質的に会社の規模、業種あるいは個性によって、会社ごとに最も適切な統制のあり方を創意工夫して作り上げなければならないものである。この観点からみれば、政府が要求する同じコーポレート・ガバナンス、社外取締役制度には問題点もある。経営者を

十分に監視するように、コーポレート・ガバナンス改革が進めるためには、その運用の主体の個々の会社それぞれがそれらの会社に適合するコーポレート・ガバナンスを構築して運用していくことが重要であり、これに対する今後の長期的な議論が必要であると思う。

- (1) ここ数年、世界的な規模でコーポレート・ガバナンスを巡る議論が活発になされている。コーポレート・ガバナンスという用語は翻訳するのが容易でないが、国家によりまたは論じる者の専門分野などによって広い意味、狭い意味などの色々な意味で使われている。コーポレート・ガバナンスには「企業統治」、「会社運営」等様々な翻訳があり、その実質は資本主義（株式会社）制度の下において大企業運営のあり方を根本的な時点から——法の分野でいえば、憲法論と同じ時点で——論じる議論の総称をいう。江頭憲治郎「コーポレート・ガバナンスを論ずる意義」商事法務二二六四号（一九九四年）二二三頁。
- (2) 森淳二朗編著『東アジアのコーポレート・ガバナンス』（九州大出版、二〇〇五年）一六四頁。
- (3) 落合誠一『会社法要説』（有斐閣、二〇一〇年）七五頁。
- (4) 今回の商法会社法編改正の意義は、IMF経済危機の際に、国際機関による他意的な会社法改正であったが、今回の改正は、会社法の先進化のため、法務部が自主的に主導し、二五〇個余りの条文を改正した大規模な改正であり、二〇〇五年改正着手以来、六年間の長期間の議論を経て推進された。韓国商事法学会二〇一一年夏季学術大会資料集『改正商法（会社編）の主要内容と課題』（二〇一一年）五頁。
- (5) 鄭東潤「商法改正法律及び改正案の主要内容と争点」人権と定義（二〇〇九年二月）二四二頁。
- (6) 改正商法の「執行役員」は、経営組織の一部である非登記役員ないし専門経営役員と概念上区別される。日本会社法では、「執行役」（韓国改正商法の執行役員）に当たる」と「執行役員」（韓国改正商法における執行役員と異なり、経営役員に当たる）の両者を区別しており、法律上全く異なる意味を持つ。韓国では、二〇一一年改正商法で執行役員制度を導入する数年前から経営組織に属する人、特に、非登記役員ないし専門経営役員を「執行役員」と呼んできており、今回の改正商法の下で執行役員と実務上の非登記役員が同一であると誤認する恐れがあった。金兌珍「執行役員制の運用方向」韓国商事法学会二〇一一年夏季学術大会資料集『改正商法（会社編）の主要内容と課題』（二〇一一年）二〇三頁。

- (7) アジアトゥデイ (<http://www.asiatoday.co.kr/news/view.asp?seq=458233>) (2011. 6. 10. 訪問)。
- (8) 森淳二朗編著・前掲注(2)一七二頁。
- (9) 日本監査役協韓調査報告書(二〇〇二年一月)(www.kansa.or.jp/PDF/e103_kh021010.pdf) (2011. 6. 10. 訪問) 二頁以下。
- (10) 日本監査役協韓調査報告書・前掲注(9)三頁。
- (11) 金融委員会報道資料「資本市場と金融投資業に関する法律」改正案立法予告(二〇一一年七月二七日)。今回の資本市場法の改正と改正商法は、大幅に改正され、会社法的な側面から、企業金融の活性化を図った。何より、多様な種類の証券を発行し、資金調達できるようになり、発行の手続も簡素化され、これに相応する投資者保護のための装置が設けられた。
- (12) 改正商法の提案理由及び主要内容：韓国国会 HP (<http://www.assembly.go.kr/main.aci>) (2011. 6. 10. 訪問)。
- (13) 韓国の商法改正案を中心に会社機会の流用禁止を紹介した文献として、李芝妍「会社機会の流用禁止——韓国の商法改正案を中心に——」東洋法字第五三卷第一号(二〇〇九年)一三七頁以下。
- (14) 韓国国会 HP (<http://www.assembly.go.kr/main.aci>) (2011. 6. 10. 訪問)。
- (15) “Corporate officers and directors are not permitted to use their position of trust and confidence to further their private interests.”: *Guth v. Loft, Inc.* 5 A. 2d 503, 510 (Del. 1939). ; 崔竣瑋「二〇〇六年会社法改正案の論点」企業法研究第二〇冊第四号(二〇〇六年二月)二二頁。
- (16) 崔竣瑋・前掲注(15)一三三頁。
- (17) (株) 現代自動車と起亜自動車の物流営業の部分はクルロピスという会社が独占しており、クルロピスは現代自動車社長で支配株主が一〇〇％投資した会社であった。クルロピスは、現代車グループの自動車物流事業の独占に力づけられて成長し、証券市場に上場してクルロピスの株価が急騰した。この事例で、万一、現代自動車や起亜自動車が会社内の一つの事業部分として、または、他の会社を設立して物流事業を行ったならば、会社が多くの収益を得ることができたが、このビジネスチャンスを社長である支配株主が横取りした結果になった。金在範「取締役の自分取引と会社機会の流用制限——二〇〇八年改正商法検討——」法学論叢第二九集(二〇〇八年二月)九〇頁。

- (18) 崔竣瑯・前掲注(15)一三三頁。
- (19) 金英鎬「会社の事業機会を流用した取締役の自分取引の禁止」東亜法学第四二号(二〇〇八年八月)三八八頁。
- (20) Largard v. Arniston Lime & Stone Co. 126 Ala. 496, 28 So. 199, 201 (Ala. 1900) (この事件で裁判所が会社機会流用の適用基準として出したのは、現存利益または、期待の可能性である)。：徐玩錫「会社機会の流用禁止理論」全南大学校法学研究所法学論叢第二七冊第一号(二〇〇七年六月)一三九頁。
- (21) 23 Del. Ch. 255, 5 A. 2d 503, 505 (Del. 1939).
- (22) A L I 原則 § 5. 05 (一九九四年)：徐玩錫・前掲注(20)一三九—一四〇頁。
- (23) Southeast Consultants, Inc. v. McCray Eng'g Corp. 246 Ga. 503, 507-08, 273 S. E. 2d 112, 117 (1980)；Miller v. Miller, 301 Minn. 207, 222-23, 222 N. W. 2d 71, 79-80 (1974)；崔竣瑯・前掲注(15)一三頁一四頁。
- (24) 崔竣瑯・前掲注(15)一四頁。
- (25) 金在範・前掲注(17)九四頁。
- (26) 改正商法の提案理由及び主要内容：韓国国会 HP (<http://www.assembly.go.kr/main.acd>) (2011. 6. 10. 訪問)。
- (27) キム・ビョンギ「取締役の自己取引に関する商法改正案第三九八条に対する意見」韓国法学会法学研究第三七集(二〇一〇年二月)二六六—二六七頁。
- (28) キム・ビョンギ・前掲注(27)二八〇頁。
- (29) キム・ビョンギ・前掲注(27)八六頁。
- (30) 鄭敬永「会社法改正試案に対する指定討論(六)」法務部商法(会社編)改正公聴会(二〇〇六年七月)一二七頁。
- (31) 間接取引とは、形式的には会社と取締役以外の者の間に取引が行われるが、実質的に会社と取締役間に利害衝突をもたらす取引をいう。たとえば、取締役の債務に対し、会社が連帯保証したり、債務を引受する場合、取引相手方会社の取締役を兼ねながら、どちらか一方の会社に不利な取引をする場合などを挙げられる。利害衝突の間接取引は、取締役が取締役や役員である他の会社と取引する場合にも発生する場合(James D. Cox/Thomas Lee Hazen/F. Hodge O'neal, op. cit. P. 205)；金相圭「取締役の自己取引に関する小考」漢陽大学校法学研究法学論叢第二七冊第一号(二〇一〇年)一四〇頁。

- (32) 金在範・前掲注(17)八六―八七頁。
- (33) 金元基「取締役の自己取引と事後承認——大判二〇〇七年五月二〇日二〇〇五十四二八四判決を対象に——」商事判例研究第二〇輯第三卷(二〇〇七年九月)二九七頁以下。
- (34) 金在範・前掲注(17)八七頁。
- (35) 米国模範会社法(RMBCA § 8.61(b)(3))：金在範・前掲注(17)八七頁。
- (36) 会社法三五六条一項は、「取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。」と規定しており、取締役が会社と競業するような取引を行なう場合を挙げています(会社法三五六条一項一号)。つまり、取締役は、取締役会が設置された会社では取締役会の承認を得なければ、又は、取締役会が設置されていない会社では株主総会の承認を得なければ、会社と競業するような取引を行えないのです。
- (37) 江頭憲治郎『株式会社法』(有斐閣、二〇〇八年)二九五頁。
- (38) 金在範・前掲注(17)八八頁。
- (39) キム・ビョンギ・前掲注(27)二八六頁。
- (40) 改正商法の提案理由及び主要内容：韓国国会HP (<http://www.assembly.go.kr/main.aci>) (2011. 6. 10. 訪問)。
- (41) 井上貴也「アジア経済のグローバル化と会社法改正——韓国・台湾の改正動向を中心に——」東洋大学アジア文化研究所アジア地域研究センター編『アジアの経済発展と伝統文化の変容』(東洋大学アジア文化研究所アジア地域研究センター、二〇〇七年)七〇頁。
- (42) 崔竣瑢・前掲注(15)一六頁。
- (43) 井上貴也・前掲注(41)七一頁。
- (44) 崔完鎮「商法改正の方向に関する考察」外法論集第二五集(二〇〇七年二月)一八六―一八八頁。
- (45) 崔完鎮「執行役員制度に関する再照明——二〇〇八年改正商法を中心に——」商事法研究第二九冊第三号(二〇一〇年)二八五以下。
- (46) ウォン・ドンウク「企業支配構造に係る商法改正案の主要内容及び向後課題——執行役員制度を中心に——」檀国大学校法学研究所法学論叢第三二冊第一号(二〇〇八年)二四〇頁。

- (47) ウォン・ドンウク・前掲注(46)二四三頁。
- (48) 執行役員制度を義務的に置くようにした立法例として、米国のカリフォルニア州会社法第三二二条、デラウェア州会社法第一四二条、サベインス——オックスリー法第三〇二条第(a)項(間接的に規定する)・・日本会社法第四〇二条第一項・・鄭燦亨「株式会社の支配構造」商事法研究第二八冊第三号(二〇〇九年)五九頁。
- (49) ウォン・ドンウク・前掲注(46)二四四頁。
- (50) 鄭燦亨・前掲注(48)五九頁。
- (51) 金融機関の遵法監視人制度は、二〇〇四年四月経営支配構造改善の一環で導入された制度であり、金融会社の役員が職務を遂行する際、遵法監視人によって法規を遵守していくようにする遵法監視体制を意味する。
- (52) 遵法統制とは、一般的に会社の役員が業務遂行と関連し、諸般法規を遵守するように事前的または、常時的に統制して監督する制度をいう。このような遵法統制は、原則的に会社の経営陣が経営上の危険を回避するための常時的統制手段であり、会社の役員らによって引き起こされた法違反行為によって会社が蒙る被害を事前に予防しようとする制度である。
- (53) 改正商法の提案理由及び主要内容：韓国国会HP (<http://www.assembly.go.kr/main.acil>) (2011. 6. 10. 訪問)。
- (54) オ・ジョンミョン「新規法曹人力の活用」ジャスティス通巻第二二二号(二〇一〇年十一月)二五〇頁。
- (55) オ・ジョンミョン・前掲注(54)二五一頁。
- (56) 崔完鎮「遵法支援人制度よく活用すれば得だ」考試界二〇一一年五月二三七頁。
- (57) パク・ソンジョン「改正商法上遵法統制と遵法支援人」ジャスティス通巻第二二四号(二〇一一年六月)一三五頁。
- (58) パク・ソンジョン・前掲注(57)二四六頁。
- (59) 崔完鎮・前掲注(56)一三八頁。
- (60) キム・ピョンギ「執行任員の責任に関する研究」法学研究第三三集(二〇〇九年二月)二七二頁。
- (61) 鄭敬永「会社法制の変化と監査の対応」上場会社監査会会報(二〇〇八年一月)六頁。
- (62) 李範燦「韓株式社の運管理機構の現状と課題」早田大日中韓商事法シンポジウム組織委員編『日本中韓における社法券取引法の革と新たな展開』(成文堂、二〇〇〇年)八三頁。・・井上貴也・前掲注(41)六九頁。

(63) 井上貴也・前掲注(41)八四頁。

(64) 政経ニュース (<http://www.njkenews.com/news/articleView.html?idxno=54677>) (2011. 6. 10 訪問)。